

議案第125号

渋川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市消防団条例の一部を改正する条例

渋川市消防団条例（平成24年渋川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「団員」という。）」を削る。

第3条中「団員」を「消防団員」に改める。

第17条を第18条とする。

第16条中「団員が」を「基本団員が」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「団員が」を「消防団員が」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「団員」を「消防団員」に、「規定を準用して」を「例により」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「団員」を「消防団員」に、「もらして」を「漏らして」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第11条とする。

第9条の前の見出しを削り、同条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第10条とし、同条の前に見出しとして「（服務）」を付する。

第8条第1項中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「団員」を「消防団員」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「団員」を「基本団員」に、「に掲げる資格を有する」を「の各号のいずれにも該当する」に改め、同項第1号中「の者」を「のもの」に改め、同項第3号を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次

の1項を加える。

2 機能別団員は、団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

- (1) 前項各号に該当する者
- (2) 年齢70歳以下の者
- (3) 消防職員又は基本団員として通算5年以上の経験を有する者

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(種類)

第4条 消防団員の種類は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）及び機能別消防団員（以下「機能別団員」という。）とする。

2 基本団員とは、機能別団員以外の消防団員をいう。

3 機能別団員とは、市長が定める特定の消防事務に限り、従事する消防団員をいう。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

種類	職名	年額
基本団員	団長	403,000円
	副団長	320,000円
	方面隊長	320,000円
	副方面隊長	287,000円
	分団長	201,000円
	ラッパ長	201,000円
	副分団長	163,000円
	副ラッパ長	163,000円
	部長	70,000円
	班長	64,000円
	団員	47,000円
機能別団員	機能別団員	20,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 理 由

日中の火災現場で不足する消防力を補完する機能別団員を任用するため、  
所要の改正をしようとするものである。



第6条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(欠格条項)

第7条 次に掲げる者は、消防団員となることができない。

(1)～(3) (略)

(分限)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その身分を失う。

(1)・(2) (略)

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告し、停職し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 (略)

(服務)

第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し職務に従事しなければならない。

第11条 消防団員は、10日以上居住地を離れるときは、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合のほか、消防団員の半数以上が居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。そ

第5条 団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(欠格条項)

第6条 次に掲げる者は、団員となることができない。

(1)～(3) (略)

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その身分を失う。

(1)・(2) (略)

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告し、停職し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 (略)

(服務)

第9条 団員は、団長の招集によって出動し職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出席し職務に従事しなければならない。

第10条 団員は、10日以上居住地を離れるときは、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がある場合のほか、団員の半数以上が居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。そ

の職を退いた後も、また同様とする。

第13条 消防団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第14条 消防団員には、別表に定める報酬を支給する。

2・3 (略)

(費用弁償)

第15条 消防団員が職務のために旅行した場合は、渋川市職員等の旅費支給条例(平成18年渋川市条例第51号)の例により 旅費を支給する。

(公務災害補償)

第16条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における災害補償は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例(平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第15号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第17条 基本団員が退職した場合における退職報償金は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第16号)の定めるところによる。

(委任)

第18条 (略)

別表(第14条関係)

種類	職名	年額
基本団員	団長	403,000円
	副団長	320,000円
	方面隊長	320,000円
	副方面隊長	287,000円
	分団長	201,000円
	ラッパ長	201,000円

の職を退いた後も、また同様とする。

第12条 団員は、消防団の正常な運営を障害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員には、別表に定める報酬を支給する。

2・3 (略)

(費用弁償)

第14条 団員が職務のために旅行した場合は、渋川市職員等の旅費支給条例(平成18年渋川市条例第51号)の規定を準用して旅費を支給する。

(公務災害補償)

第15条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における災害補償は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員等公務災害補償条例(平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第15号)の定めるところによる。

(退職報償金)

第16条 団員が退職した場合における退職報償金は、群馬県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第16号)の定めるところによる。

(委任)

第17条 (略)

別表(第13条関係)

職名	年額
団長	403,000円
副団長	320,000円
方面隊長	320,000円
副方面隊長	287,000円
分団長	201,000円
ラッパ長	201,000円

	副分団長	163,000円
	副ラッパ長	163,000円
	部長	70,000円
	班長	64,000円
	団員	47,000円
機能別団員	機能別団員	20,000円

	副分団長	163,000円
	副ラッパ長	163,000円
	部長	70,000円
	班長	64,000円
	団員	47,000円